

緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動について

(令和3年1月20日時点)

うるま市教育委員会

本県から緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動につきましては、これまでと同様に可能な限りの感染防止対策を講じた上で、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、宿泊を伴う行事等を除き、概ね通常の教育活動を継続実施することといたしますので、お知らせします。

基本的な考え方

児童生徒の感染経路は家庭内感染が多いことや、現時点では学校を中心に感染が広がっていない状況から、子どもの学びを最大限確保することを前提に、市立学校においては、これまでの感染防止対策を改めて徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続して実施することとする。

1 教育活動

- (1)緊急事態宣言が発出されている期間は、宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から、延期又は中止とする。
 - ・小中学校の修学旅行
 - ・5年生を対象にした宿泊学習
 - (2) 緊急事態宣言期間中の宿泊を伴わない校外学習については、感染防止対策を十分確認した上で、公共交通機関を利用しない場合に限定して実施可とし、公共交通機関を利用する場合は、延期又は中止とする。
 - (3)下記の感染防止対策を徹底する。
 - ・感染のリスクが高いとされている活動（下記★参照）は行わない。
 - ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
 - ・マスクの着用を徹底する。
 - ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
 - ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
 - ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
 - ・給食の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
 - ・児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しない。
- (学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)
- ・教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる。
 - ・児童生徒、教職員に対して不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。

- (4)緊急事態宣言期間中の部活動・スポーツ少年団等の放課後の活動については、十分な感染防止対策を実施したうえで、原則、校内での活動に限定して実施可とする。
- ①活動時間は、平日は1時間程度、土日は活動を行わないこととする。
 - ②緊急事態宣言が発出している期間は、対外試合、合宿は行わない。

(5)心のケア

今年度実施している新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケートの結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

(★) 感染リスクの高い活動の回避

ア 感染リスクの高い教育活動

教科等活動に関しては、「衛生管理マニュアル」における、地域の感染レベルごとの行動基準を踏まえて行うこととし、特に緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、以下に例を挙げるような、「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は、一時的に停止する。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱(注)及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

上に例を挙げる活動以外であっても、児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、適宜見直すこと。 令和3年1月15日県教育委員会通知文より引用